

防災・減災、国土強靭化の充実強化を求める意見書

我が国は、その地理的特性下において、豊かですばらしい伝統と文化を育んできた一方で、地震、津波、火山、台風などによる数多くの災害に見舞われてきた。さらに近年には、豪雨、高潮、暴風・波浪、豪雪など気候変動の影響等による気象の急激な変化や頻発化、激甚化にさらされている。

昨今の災害は、大規模な停電、空港ターミナルの閉鎖、高速道路の寸断など、重要インフラの機能喪失を引き起こし、国民の生活や経済活動に大きな影響を及ぼす事態の原因となった。これらの教訓を踏まえ、重要インフラが自然災害時にその機能を発揮できるよう、高速道路のミッシングリンクの解消や道路ネットワークの機能の強化を初め、河川・海岸堤防や港湾施設などの社会資本整備を早急に進め、平時から万全の備えを行うことが重要であり、その対策が急務である。

よって、国におかれては、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応、さらには地方創生とも連携した防災・減災、国土強靭化対策のより一層の充実強化が図られるよう、次の事項につき、特段の措置を講じることを強く要望する。

- 1 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を着実に推進するため、国や地方が行う対策に必要な予算の確保を図ること。
- 2 国土強靭化対策を講じつつ、社会インフラ等の地域間の格差をなくし、地方創生の基盤を整えること。
- 3 3か年緊急対策後も、国土強靭化対策を継続的に実施するために必要な財源を安定的に確保するための措置を講ずること。
- 4 緊急防災・減災事業債等の恒久化、対象事業の拡大及び要件緩和など、起債制度の拡充を含めた確実な財源措置等を行うとともに、地域の実情に応じた柔軟な対応を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 桑名龍吾

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
環境大臣
国土強靭化担当大臣



様